

V(2)	いじめ防止基本方針	担当者	
1 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より) 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」 2 いじめ防止にむけての基本的な考え方 いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童（生徒）を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。 3 目指す子どもの姿 本校の子どもは、素直で優しく、活動に真面目に取り組む良さがある。しかし、相手のことや場面などを考えず、意地悪をしたり人を傷つけるような言葉を使ったりしてしまう子どもも少なくない。そこで加茂小学校では、自己を振り返り、自ら課題を見つけて改善に取り組む活動を繰り返すことを通して、自他を伸ばしていける子をを目指す。 4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 (1) 子どもを語る会・人権研修 全職員が生徒指導上支援の必要な児童の実態をつかみ、同一步調で対応できるよう共通理解を図る。また、人権について学び、共通して必要な支援は何かを話し合う。 (2) 校内いじめ問題対策会議（ケース会議） 直面したいじめ等の生徒指導上の問題に対して、事実の確認と対応について、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる会議を開く。いじめを受けた子ども、保護者への支援、いじめを行った子どもへの指導と保護者伝えていくべきことを共通理解をしながら進める。 5 いじめ防止のための取組 (1) 学級経営の充実 いじめアンケート、人間関係づくりプログラム等を実施して、児童の実態を十分に把握するとともに、児童と教師で学級の課題を共有し、よりよい学級経営に努め、一人一人の自己有用感を育む。「加茂っ子の生活」を指導し、集団ルールへの遵守、マナーの向上、よりよくかかわる力の育成を図る。わかる・できる授業をめざし、一人一人が成就感や充実感をもてる授業に努める。 (2) 授業の充実 相手の思いを聞き取る聴き方や、相手に伝えようとする話し方の指導を年間通して行い、授業の中で言語によるコミュニケーションのスキルを身につける。合わせて、違う考えを受け入れたり、自分の考えとの共通点を見いだして納得したりする話し合い活動の充実を図る。 (3) 道徳教育の充実 特別の教科道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。また、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。 (4) 教育相談の充実 日常的に全職員が児童・保護者との対話を心がける。また、問題を認識した際は、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が適宜、かかわる児童や保護者の相談にのり、ケア方法を検討し援助する。			

(5) ネット社会への対応

授業の中でネットモラル向上を目指した活動を取り入れる。また、子どもたちがインターネット端末を安全に利用・活用できるよう、活用の仕方についての情報を保護者に発信していく。

(6) 関係機関との連携

学校相互間の連携をとり、中学校や幼稚園、保育園と情報交換や交流活動を行う。また、地域や、福祉課、市教育委員会、SC、SSW等との連携を図る。

(7) いじめアンケートの実施

ステージごとに行い、普段困っていることを伝えられない児童の様子をつかみ、いじめ等の早期発見に努め、指導や支援に活かす。

6 いじめの防止等の対策のための実施計画

S	月	内容
仲間	4	いじめ対策にかかわる共通理解 参観懇談会
	5	第1回子どもを語る会 支援の必要な児童についての共通理解 いじめアンケート実施（考察と対応の共有化）
挑戦	6	参観懇談会 民生児童委員と語る会
	7	いじめアンケート実施（考察と対応の共有化） 個別面談 第2回子どもを語る会
協力	9	
	10	いじめアンケート実施（考察と対応の共有化）
向上	11	参観懇談会
	12	いじめアンケート実施（考察と対応の共有化） 保護者アンケート実施
達成	1	
	2	参観懇談会
	3	いじめアンケート実施（考察と対応の共有化） 次年度学級編成会議

7 いじめを受けていると思われる情報を得た場合

(1) 情報を得た時は、速やかに情報を共有し、事実確認をする。

(2) いじめ問題記録の共通化

ア 被害者氏名

イ いじめの状況

いじめの事実の有無、いじめの態様、加害者・周囲の子どもたち、保護者の状況、いじめの発端、いじめ発覚のきっかけ 等

ウ 報告状況

いつ、誰が、誰に、どのような内容で報告したか。

エ 対応及び対策内容

被害者への対応内容、加害者への対応内容、保護者への対応内容

(3) 教育委員会の報告

ア 犯罪行為、生命にかかわる事案など、緊急を要する場合は速やかに報告する。

イ 緊急を要さない事案については、生徒指導月例報告において、毎月報告する。

8 いじめ問題があったことが確認または疑われた場合

(1) いじめ問題への介入（いじめをやめさせる）

(2) 校内いじめ問題対策会議（ケース会議）開催

(3) 継続的な支援、指導及び助言

ア いじめを受けた子ども又はその保護者に対して支援をする。

イ いじめを行った子ども又はその保護者に対して助言をする。

ウ 保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

(4) 教育を受ける権利の保障

必要がある場合、いじめを受けた子ども及びその他の子どもが安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。